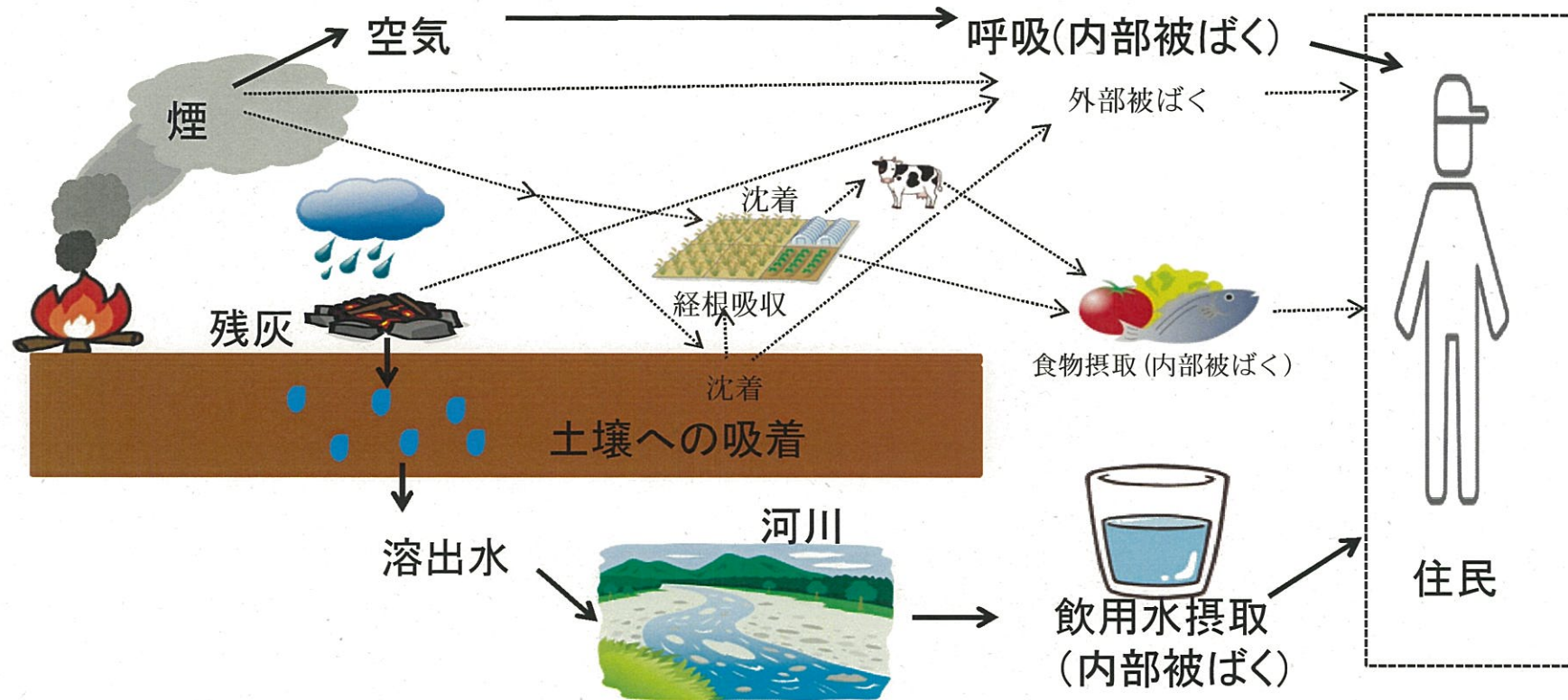


# 畦畔草等の野外焼却の影響評価について (H26.3)

岩手県環境生活部資源循環推進課

# 1 評価項目の選定

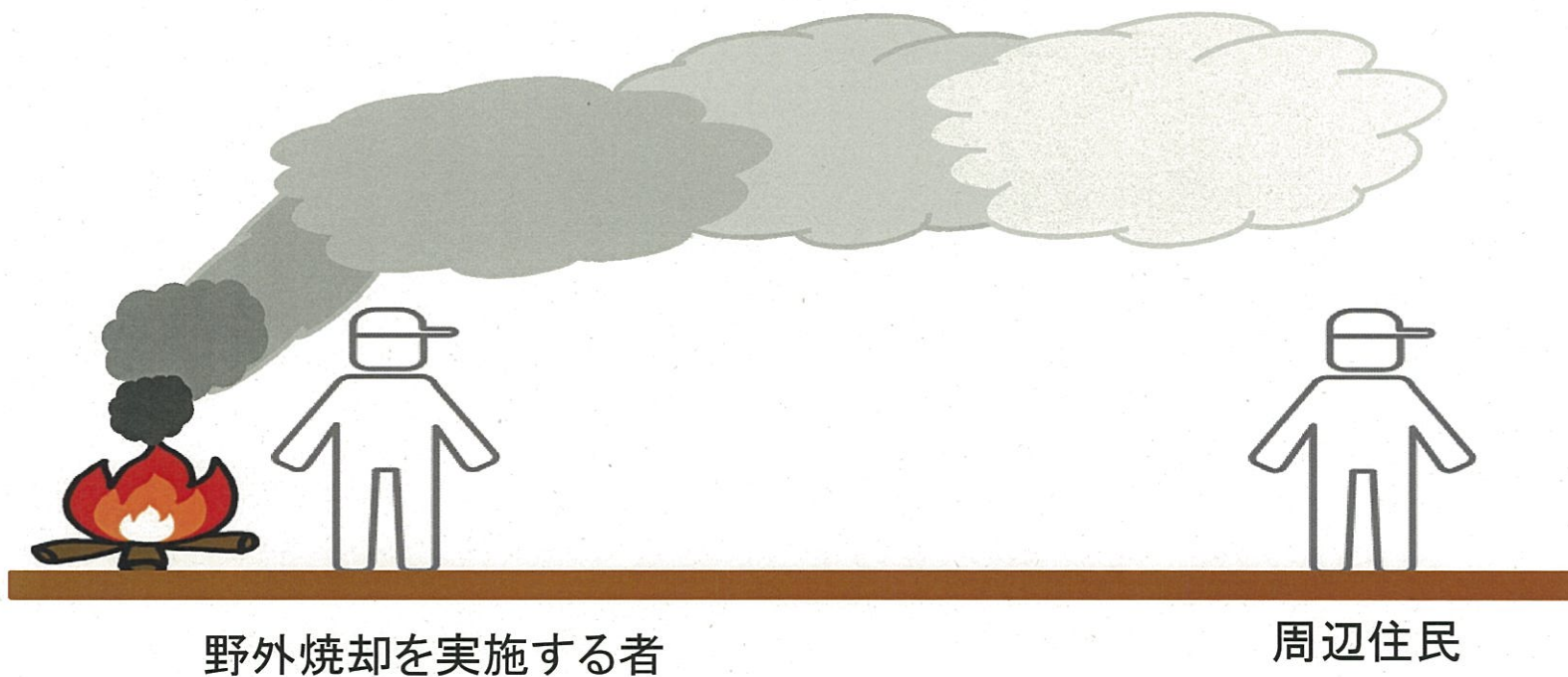


◆ 野外焼却による外部被ばくの増加分は十分に小さい。

このため、内部被ばくの影響を評価することとした。

◆ 野外焼却により増加する影響は、周辺住民よりも  
野外焼却を実施する者のほうが影響が大きい。

このため、野外焼却実施者を評価することとした。

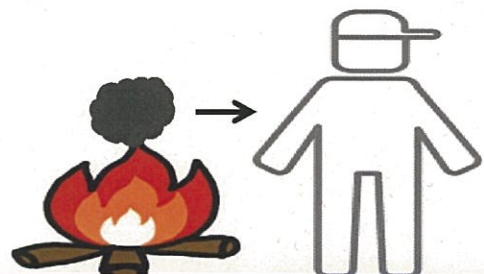


## 2 野外焼却の影響評価の考え方

### ①煙の吸入の影響について

内部被ばくの影響は、年間1mSv以下とする。

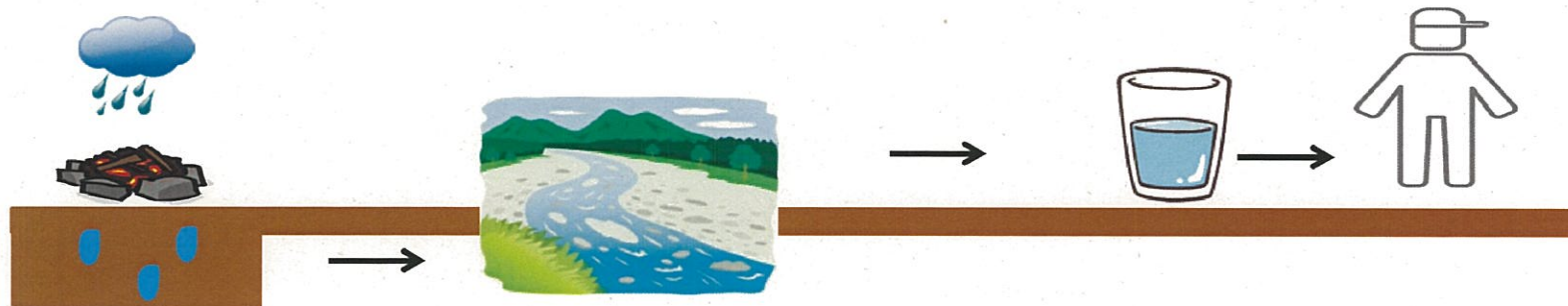
【条件】 3カ月にわたり、毎日8時間野外焼却のみ行う。呼吸する空気は濃い煙として影響を考える。



### ②残灰から溶出した水の飲用の影響

排水基準(周辺の公共水域への排出水中の放射性セシウム濃度限界)以下とする。

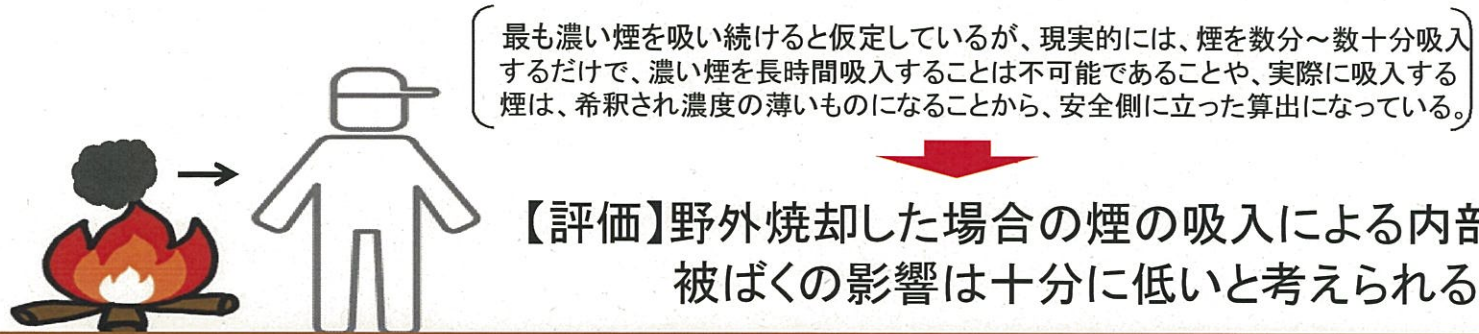
【条件】 灰に含まれる放射性セシウムは水に溶けやすいと仮定し、灰から浸出した放射性セシウムが流れた水を飲用するとして影響を考える。



### 3 算定結果から見た影響の程度

#### ①煙の吸入による影響

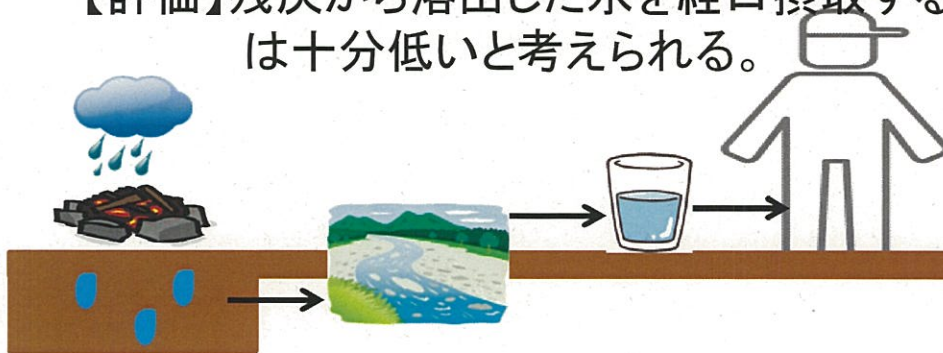
【結果】年間1mSvに対応する草木濃度は、2,571Bq/kgと算出された。  
この値は、平成25年度草木濃度調査の最高値の約9倍。



#### ②残灰からの影響

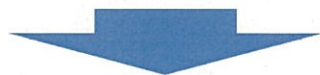
【結果】年間1mSvに対応する草木濃度は17,459Bq/kgと算出された。  
この値は、平成25年度草木濃度調査の最高値の50倍以上。

【評価】残灰から溶出した水を経口摂取することによる内部被ばくの影響は十分に低いと考えられる。



## 野外焼却の影響評価に関する検討委員会の見解

県内の草木(畦畔草、河川・道路の管理に伴う刈草)の野外焼却による影響については、汚染レベルの高い地域であっても十分に小さく、河川管理者、道路管理者及び農業者の管理上の便益等を比較衡量した結果、野外焼却の自粛を継続する必要はないと評価する。



### 畦畔草等草木の野外焼却について(H26.3.5)

廃棄物処理法において焼却禁止の例外となっている畦畔草等草木の野外焼却については、福島第一原子力発電所事故以降、自粛をお願いしておりましたが、上記検討委員会の見解を受け、県として自粛要請は継続しないこととしました。